

大田区地域包括支援センター運営に関する提言書

はじめに

現在、大田区の高齢者人口は約 16 万 5 千人、高齢化率は 22.4%となっており、介護ニーズが高まる 75 歳以上の後期高齢者人口は増加が見込まれている。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、区はもとより、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター（以下、「センター」という。）には、相談支援、権利擁護、介護予防や生活支援等においてさらなる地域に根差した具体的な取組が求められる。

そうした中、令和 6 年の介護保険法改正では、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい環境づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることが打ち出された。

この改正を踏まえつつ区は、令和 6 年 3 月に策定した「おおた高齢者施策推進プラン」（大田区高齢者福祉計画・第 9 期大田区介護保険事業計画）において、大田区らしい地域共生社会の実現に向け、「切れ目のない支援」「地域力」「新たな取組の導入」「DXの推進」の 4 つの視点を持ちながら区が主体となって関係機関と連携して取り組んでいる。

その中で、地域の身近な相談窓口として、地域包括ケアの中核を担うセンターへ期待される役割は大きい。特に支援の必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくには、医療と介護など地域における多様な機関が連携し、かつ社会資源を活用する包括的・継続的ケアマネジメントが欠かせない。

また、後期高齢者の増加や介護を必要とする人の増加に比した介護支援専門員をはじめとする高齢福祉を担う人材の不足、複合的課題や困難事例への対応に向けたケアマネジメント力の強化等の課題に対して、区はセンターと共に、地域ケア会議や重層的支援会議等を実施する中で、関係機関と連携しながら「チーム支援」で対応することが求められている。

さらに、区とセンターは、関係機関との連携の中で包括的な高齢者の相談に対応している。今後、ひとり暮らしや身寄りのない高齢者、認知症の高齢者の増加が見込まれており、相談に来られる方々に寄り添う意思決定支援を根幹とする「権利擁護支援事業」の重要性が増していく。

この「権利擁護支援事業」は、高齢者の相談の入口であるセンターでの適切な初期相談対応が重要であると共に、司法関係の専門職など種々の関係機関・支援者との連携協力が不可欠である。

特に、国の「成年後見制度利用促進基本計画」及び「大田区成年後見制度等利用促進計画」に基づき権利擁護支援を地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中心となる「中核機関」である区と社会福祉協議会との連携・協働に基づく事業の確実な実施が求められる。同時に、「自分らしい生活」を支援するための予防的視点をも併せ持つ「おいじたく推進事業」を地域の中でさらに進めていく必要がある。

第8期（令和4年度・5年度・6年度）大田区地域包括支援センター運営協議会では、第7期（令和元年度・2年度・3年度）の提言内容を踏まえて、センターの抱える課題の解決や機能強化を目指して議論を重ねてきた。その結果を踏まえ、以下のとおり提言を行う。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現に向けて

今後、高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らしや身寄りのない高齢者、認知症の高齢者の増加が見込まれており、8050 問題等の複合課題に対する支援体制の強化や関係機関との連携に加え、地域力を活かした地域ぐるみの支援が一層必要となる。

また、高齢者ニーズを把握した個別支援や地域の多様な担い手によるさらなる見守り体制の構築などの地域課題を踏まえた地域づくりが求められる。

加えて、介護予防だけではなく、高齢者の社会参加や就労を通じて地域の担い手につながる支援も求められる。

こうした課題に対応するため、大田区らしい地域共生社会の実現に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるよう、区及びセンターには次のような取組が必要である。

- (1) 区及びセンターは、「8050 問題」など様々な課題を抱える高齢者世帯の複雑・複合化した課題等に対するチーム支援体制の一層の強化を図ること。地域ケア会議や重層的支援会議の活用や、関係機関との連携の中で、各機関が専門性を十分に発揮できているか、などといった点を再点検し、チーム支援体制強化への方策を検討すること。高齢者やその家族に対し、このような複雑・複合化した課題等への対応実績を紹介し、センターが総合相談窓口として有用かつ身近な存在であることへの理解をより浸透させること。
- (2) 高齢者の介護予防や社会参加の促進を通じて、高齢者が生きがいを持って自分らしく生活することの実現に寄与するために、センターは、シニアステーションや様々な通いの場と連携を一層強化し、区はそれらの連携強化を支援すること。
- (3) 区及びセンターは、これまでの認知症への理解推進活動の実践を振り返り、一層

の強化に向けた対策を検討し、実施すること。

- (4) 大田区らしい地域の特色を活かした地域づくりをより推進するために、センターは高齢福祉に関するその高い専門性を発揮して、区や社会福祉協議会と共に地域の様々な主体や関係機関との連携を図りながら取り組みを進めていくこと。

2 地域包括支援センターの事業評価について

地域包括支援センターの事業評価は、平成 30 年度の介護保険法改正により義務規定となった。大田区では平成 27 年度から事業評価を実施してきており、様々な変遷を経て、国の評価指標を活用しながら、区の確認項目を用いて事業評価を実施してきた。

令和4年度には話し合い形式による評価を実施し、令和5・6年度には書面形式での評価を実施してきた。今後もセンターの機能強化につながるような事業評価の実施を期待する。

- (1) 区は、利用者、民生委員児童委員及び介護支援専門員へのアンケートを定期的
に実施するなど、第三者の視点を取り入れながら事業評価を実施するよう努めるこ
と。なお、アンケートの実施の際には、配布方法や記入様式を工夫し、実態把握に
努めること。
- (2) 区は、センター及び受託法人と相互に意見交換ができるよう、事業評価の手法を
工夫すること。
- (3) 区は、各センターの機能強化につなげられるよう、事業報告書、事業計画書及び
評価結果については、センター間で共有できるようにすること。また、センターはそ
れらを活用し、機能強化に努めること。

3 職員の人材育成について

8050 問題や老々介護など複合的な課題が増え、高齢者の相談内容も多様化して
おり、センター職員のスキルアップが求められている。

複雑多様化する区民の相談に適切に対応できるよう、センター職員全体の資質向
上に向けて、次のような取組を求める。

- (1) 区及びセンターは、センター職員研修や OJT を最大限に活用し、大田区福祉人材育成・交流センター等と連携を図りながら、多様な相談や幅広いセンター業務に対応できる人材を育成すること。
- (2) 区は、特殊詐欺などの消費者被害の防止、老いじたくの普及・啓発を含む成年後見制度などの権利擁護支援について、適切な相談対応を行うことができるよう、センター職員全体の知識向上を図ること。
- (3) 区は、個人情報の保護の観点から、情報セキュリティの研修を実施し、センター職員のセキュリティ意識の向上に取り組むこと。
- (4) 個人情報保護への配慮の基でセンター内及びセンター間のデジタルツール等を活用した各種事例の経験蓄積などの情報共有を推進し、それによるセンター業務の効率化の実現を区は支援すること。

令和7年3月 日

第8期大田区地域包括支援センター運営協議会